

# 正副会長の活動状況

## これまでの活動を振り返って

日本弁理士会副会長 伊丹 勝

新しい年を迎え、正副会長の任期も残すところ3ヵ月を切りました。新役員制度の下での最初に組織された執行役員会は、試行錯誤を繰り返しながらも、少しづつ機能し出してきたように思います。以下、私の担当する会務のこれまでの活動状況を簡単にご報告させていただきます。

### (1) 弁理士法改正

弁理士法改正については、昨年12月の臨時総会で動議という形ではありますが総会決議を頂きましたので、この決議に沿って会長が産業構造審議会の弁理士制度小委員会の場で意見表明を行いました。この小委員会の最終報告書がその後出されましたので、方向性についてはほぼ決定しました。現在はこの報告書に基づいて、当会としても4月の国会上程に向けて、弁理士法改正特別委員会の御協力を得ながら立法事実の収集を行うと共に、関係各所にバックアップを頂く等の活動を展開しているところであります。今回の弁理士法改正は、平成12年改正の見直しでありますが、義務研修制度の導入、試験制度の見直し、外国出願関連業務の弁理士法への明記、特定不正競争及び水際手続の代理の範囲の拡大、特許業務法人制度の見直し、名義貸しの禁止等、弁理士制度にとって重要な改正項目が含まれています。弁理士制度が今後とも社会に信頼される制度となるためには、今回の改正は重要と考えますので、引き続き法改正実現に向けて頑張ります。

### (2) 特許委員会

本年度は、事業計画で弁理士の本来業務の強化を掲げており、専門委員会の強化もそのための重要施策と位置づけられています。そのような関係で、本年度は、田村爾執行理事に特許委員会を御担当いただき、奥山尚一委員長とのコンビで特許委員会の運営に当たって貢っています。このため、私は殆ど関与せずに回っているのが実情です。新役員制度のメリットが現れている典型例ではないかと思っています。特許委員会では、特許法の改正への対応、特許制度のあり方（進歩性、36条）についての研究、

国際特許制度についての研究、審査迅速化についての対応、先使用権制度についての研究、特許庁パブリックコメントへの対応、特許庁技術懇話会との意見交換、各種セミナー、セッションへの対応等の諮問及び委嘱事項があり、委員会の負担はかなり大きいものがありました。しかし、特許委員会の委員各位のご協力により、順調に成果を上げています。研究成果は、パテント、研修会等を通じて順次会員に還元する予定です。

### (3) 選挙管理委員会

本年度は、早々に常議員の選挙区に割り振る定員の見直し（東京の定員が1名減、東海の定員が1名増）についてご審議いただきました。また、本年度は、選挙運動に関するガイドラインの見直し、会令第51号「役員選挙規則」の見直し等を諮問として挙げさせて頂きました。更に、秋口には副会長選挙がありましたので、こちらの対応もありました。

### (4) 関東支部

本年度は、近畿、東海、九州の3支部に加え、新たに北海道、東北、関東、北陸、中国、四国の6支部が立ち上がり、全国支部化が実現されました。関東支部は、波多野支部長のもと、昨年6月30日に第1回の総会を開催し、翌週の7月4日の弁理士の日記念祝賀会と合同での関東支部設立パーティーで多くの方々の祝福を受けて無事船出致しました。昨年12月22日には、第1回の臨時総会を開催し、4月からの筒井次期支部長以下の新執行部の顔ぶれも決まりました。関東支部は、日本弁理士会の全会員の約7割、数にして5,000名を擁する巨大支部であり、関東近辺の地方公共団体等からの熱い期待は避けられず、予想以上に支援要請が舞い込んでいます。今後、そのような支援要請をどのように捌していくかが課題です。

まだまだ懸案事項が残っておりますが、残り3ヵ月で次年度へとスムースに移行できればと思っています。